

昭和病院企業団脱退に伴う財産処分

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

昭和病院企業団脱退に伴う財産処分

平成29年3月31日をもって武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴う財産処分を下記のとおりとすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議決を得たい。

記

武蔵村山市が昭和病院企業団に対して負担する額

278,052千円

説明 武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出する。